

件名	教育職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	高校教育課

【改正の概要】

教育職員の特殊勤務手当、管理職手当、定時制通信制教育手当及び産業教育手当の見直しを行うもの

【改正の内容】

1 特殊勤務手当の改定

(1) 特別支援教育手当の新設（特別支援教育に係る「給料の調整額」の手当化）

1日につき1,200円以下

(2) 教員特殊業務手当における部活動手当等の引上げ

・ 対外運動競技等の引率 1,700円 2,400円(+700円)

・ 週休日等の部活動指導 1,200円 2,000円(+800円)

(3) 多学年学級担当手当の規定整備

新	旧
2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した場合

2 教育職員の「給料の調整額」を廃止

（調整前における給料月額額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額）

3 管理職手当の定額化

4 定時制通信教育手当の削減

・ 夜間定時制 管理職 8% 5% ( 3% )

教員 10% 7% ( 3% )

・ 通信制 管理職 8% 3% ( 5% )

教員 10% 5% ( 5% )

・ 昼間定時制への支給は廃止

5 産業教育手当の削減

・ 農業・水産・工業 教員・実習助手 10% 7% ( 3% )

・ 定時制通信教育手当受給者 教員・実習助手 6% 3% ( 3% )

・ 教頭への支給は廃止

施行日 平成19年4月1日

【その他参考事項】

手当の見直しの背景

人事委員会勧告及び報告（18.10.6）

「教育職員に係る手当その他の給与のうち、制度創設時の意義が薄れているものや学校現場の実態を適切に反映していないものについては、昨年に引き続き見直しを検討する必要がある。」

手当の見直しの方向

・ 県民の立場から見た手当の必要性、妥当性の再検討

・ 教員間の不公平感の是正